

喜多方市乳幼児救急搬送時交通費助成事業実施要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりの一環として、乳幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児が本市の区域の外に所在する医療機関へ救急搬送された場合において、救急搬送先の医療機関からの帰宅に要する交通費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 本市の区域内に住所を有する者のうち、6歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に乳幼児を監護する者をいう。
- (3) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。
- (4) 救急搬送 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の2に規定する緊急自動車を用いて傷病者を医療機関へ搬送することをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱において助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、乳幼児の保護者とする。

(助成対象経費)

第4条 この要綱において助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、乳幼児が本市の区域の外に所在する医療機関へ救急搬送された場合において、当該乳幼児又は当該乳幼児の保護者が救急搬送先の医療機関から帰宅するために当該乳幼児の保護者が支払ったタクシー料金（当該タクシー料金につき喜多方市人工透析実施者通院費助成事業による助成を受ける場合を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる事業による助成を受ける場合においては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喜多方市高齢者福祉タクシー利用助成事業による助成を受ける場合 対象経費から当該事業による助成額を控除した額
- (2) 喜多方市障がい者地域生活支援事業による助成を受ける場合 対象経費から当該事業による助成額を控除した額

(助成)

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額を助成するものとする。ただし、助成は、1回の救急搬送につき1回限りとする。

- (1) 対象経費が10,000円以下である場合 当該対象経費の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(2) 対象経費が 10,000 円を超える場合 5,000 円

(助成の申請)

第 6 条 対象者が助成を受けようとするときは、対象経費を支払った日の属する月の翌月末日までに乳幼児救急搬送時交通費助成申請書(様式第 1 号)により市長に申請するものとする。

2 前項の乳幼児救急搬送時交通費助成申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 救急搬送を証明する書類

(2) 対象経費の領収書(日付、宛先、金額及び行程の記載があるものに限る。)

(3) 振込口座がわかる資料

(助成の決定交付)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、助成金を申請者に交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 8 条 第 5 条に定める助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正な行為により第 5 条に定める助成を受けた者があるときは、その者から助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、乳幼児が第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該負傷又は疾病に係る対象経費につき損害賠償を受けたときは、当該乳幼児の保護者から当該損害賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。